

令和8年度 国分寺市芸術文化振興事業補助制度 応募の手引

芸術文化振興事業補助制度とは…

皆さんが行っている芸術文化活動で、市民の交流を深め、国分寺市の活性化を図りませんか。国分寺市はこのような事業に対して補助金を交付し、芸術文化振興事業を担う団体の育成をめざしています。



募集
期間

事業実施期間 令和8年4月1日～令和9年2月28日

令和7年 **9月1日(月)～9月30日(火)**

受付時間 土日祝を除く午前9時～午後4時30分まで

受付場所・お問合せ

国分寺市役所 1階 文化振興課

☎ **042-312-8610**

✉ bunkashinkou@city.kokubunji.tokyo.jp

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18



この手引は文化振興課、いずみホール、各公民館・地域センター等で配布しています。
また、左の二次元コードを読み取り、市のホームページからダウンロードすることもできます。

も く じ

1.	補助金交付の対象となる事業	1p
2.	補助金交付の対象となる団体	1p
3.	補助金交付のながれ	2p
4.	補助金の対象となる経費	3p
5.	交付される補助金額	4p
6.	補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合	4p
7.	補助金の交付決定が取り消される場合	4p
8.	その他ご不明な点やご質問は…	4p

(参考) これまで対象となった事業例

事業名	事業目的・概要	実施年度
茶道体験教室	日本の伝統文化である「茶道」に興味を持つ多くの市民（特に若い世代の父母を中心に）に「家族で日常楽しめる抹茶の点て方と頂き方」の体験と、茶席に招かれた時の心得を身に着け、日常生活に入りやすく楽しみやすくする。	令和3年度 令和4年度 令和5年度
くにきたアートウォール	壁や看板等のペインティングの過程の中で多世代の交流を生み、ともに街の景観について考え、実際に景観を創ること、国立駅北口地域を中心に愛着のわく街づくりに貢献する。	令和5年度
国分寺の子どもたちと『ぼくらの武蔵国分寺！』[オペレッタ]をつくりあげるための連続講座	児童合唱団チームを中心として、国分寺の子どもたちと市民が郷土の文化的な魅力を発信するプロジェクトを実施する。市民がつながり、国分寺の文化的な魅力をひろめることを目的とする。ワークショップを経て発表を行う。	令和6年度 令和7年度
吹奏楽講習会と「市の歌」の普及推進	小・中学生など初心者を中心に吹奏楽の講習会を開催する。講習で「市の歌」を活用し、地域に愛着をもって芸術文化活動をする仲間を増やし交流する。また、「市の歌」の普及活動を通じて「歴史と文化のまち国分寺」の魅力を伝えていく。	令和6年度 令和7年度

1. 補助金交付の対象となる事業

団体が市民を対象に行う**芸術文化振興事業**注)で、次のようなものが対象となります。

- ① 人のつながりが深まり、コミュニケーションが活発になることが期待できる事業
- ② 事業の効果が多くの市民に広がることが期待できる事業
- ③ 市の特徴を生かし、多くの市民が自らの住むまちに愛着を持てるようになることが期待できる事業

注) 補助金交付事業の対象となる文化芸術の主な範囲

芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術、他

伝 統 芸 能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能

生 活 文 化：茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化

国 民 娯 楽：囲碁、将棋、その他の国民的娯楽

❗ 次のような団体や事業は 対象になりません

- ① 営利を目的としたもの
- ② 宗教の教義の布教等を目的としたもの
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とするもの
- ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者、または政党を推薦、支持し、またはこれらに反対することを目的とするもの
- ⑤ 公的機関等の組織に事務局を置いている団体、または公的機関等が設立した団体
- ⑥ 公的機関等から活動財源の2分の1以上の補助・寄附等を受けている団体
- ⑦ 他から補助または委託を受けて実施される事業
- ⑧ 既に芸術文化振興事業補助金の交付を受けている事業

※当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき、または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは、連続する3年度の間は対象となります。

2. 補助金交付の対象となる団体

市内での活動実績が 1年程度あり、おおむね 5人以上の方々がその活動を行っている団体。

※個人での活動や発表会は、対象になりません。

3. 補助金交付のながれ ★印は、申請団体の手続等が必要な項目です。

★ 申請書提出
提出期限：令和7年9月1日(月) ～9月30日(火) 土・日・祝日を除く 午前9時から午後4時30分まで 提出場所：文化振興課 (国分寺市役所1階) ※窓口で15分ほど聞取りを行います。

下記書類を直接、文化振興課（国分寺市役所1階）へ提出してください。

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 企画書（様式第2号）
- ③ 団体の直近の収支予算書
- ④ 定款、規約または会則等
- ⑤ 団体の役員構成（名簿）
- ⑥ 活動報告書等過去の活動実績がわかるもの

審 査

提出された書類が、市の規則の要件等を満たしているか審査します。

★ 審査会(審査プレゼンテーション)
令和7年11月16日（日） ※時間については後日ご案内します。

cocobunjiプラザで開催する審査会にて、プレゼンテーション（公開）をしていただきます。

交付・不交付決定

審査会の結果、交付団体と補助金の交付予定額を決定します。※交付決定については、予算の範囲内で審査点の高いものから順に交付します。

★ 事業の実施
令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月28日（日）

- ・ 事業内容や対象経費の配分等を変更する場合は事前に変更届の提出が必要となります。
- ・ 市報への掲載を希望する場合は文化振興課を通じて申請を行う必要がありますのでご相談ください。

【事業終了後】

★ 報告書提出

事業終了後、下記書類を文化振興課へ速やかに提出してください。

- ① 実績報告書（様式第6号）
※交付決定された団体に後日送付します。
- ② 事業の実施概要のわかるもの
(パンフレット、プログラム、写真等)
- ③ 補助の対象となる経費の領収書

補助金の交付

補助金額を確定して交付します。

ただし、補助金がないと事業が実施できない場合は、予定される補助金額の2分の1を限度として前払いが認められることがあります。

★ 報告・審査会 （評価プレゼンテーション）
令和9年3月を予定

実施した事業のプレゼンテーション（公開）をしていただきます。

4. 補助金の対象となる経費

区 分	対象経費
謝 金	講座講師・講演会講師・協力者・指導者謝金（1人1日10万円を上限） ※交通費は対象外 ※基本的には市の「講師謝礼基準」に準じてください
会場・舞台費	会場使用料（練習、企画会議に使用したときは、本番前6か月以内の費用のみ対象）、舞台大道具・小道具使用料（会場備付け楽器を含む）、音響・照明費、会場案内用看板制作費
使用料	機材等の借用料、楽器借用料、楽譜借用料、著作権料
設置運搬費	専門業者等でないと運搬できない対象事業に必要不可欠な楽器・作品等の運搬費及び設置費
印刷製本費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷製本費、写真現像代
通信費	ポスター、パンフレット、案内状等の郵送費
消耗品費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷に使う用紙、インク代 ※参加者が持ち帰る成果品や、参加に当たり飲食するものは対象外 （例：いけばな教室の材料、茶道教室のお茶、お茶菓子等）
保険料	参加者の事故に対する保険料 ※対象団体の運営上加入している保険は対象外

❗ 次のような経費は補助の 対象になりません

- ① 本番の6か月より前に行った練習・企画会議での会場使用料
- ② 団体の事務所等の賃借料、保証金、敷金および光熱水費等
- ③ 団体の人件費
- ④ 事業終了後も継続的に使用できる備品類等（パソコンやプリンタ、裁断機等のほか、カッターやはさみ等）の購入費
- ⑤ 事業終了後に参加者が持ち帰りできるものとその材料費、食べ物・飲み物等
- ⑥ 変更申請の承認前に支払った経費（事前に承認を受けていない経費）
- ⑦ 銀行等の振込手数料
- ⑧ その他適当でないと認められるもの

5. 交付される補助金額

補助金は、1事業につき50万円を限度で交付し、以下の割合で算出します（1,000円未満の端数は切り捨て）。当該事業が年度内に完了せず複数年度にわたるとき、または当該事業を複数年度にわたり継続して実施するときは、連続する3年度の間は申請できます。

- ① 初めて補助金の交付を受ける事業については、対象となる経費の3分の2まで
- ② 2年目、3年目については、対象となる経費の2分の1まで

ただし、入場料や参加費等、その事業に係る収入と補助金の額との合計が、対象となる経費の総額を超える場合は、その超える額を補助金から差し引きます。

6. 補助金交付決定後に事業内容等を変更する場合

事業の目的を達成するために、計画内容や対策経費の配分を変更する必要がある場合は、変更の承認が必要となります。必ず事前に市（文化振興課）にご相談ください。

※団体名、役員の構成、事務所等の所在地、定款等、直近の収支予算書等、申請時に提出いただいた内容に変更があったときも、届出が必要です。

7. 補助金の交付決定が取り消される場合

補助金の交付を決定した後に、その事業を実施しなかった、あるいは申請した内容と違う事業を行なった場合等には、補助金の交付決定が取り消されます。

※既に補助金が交付されている場合には、返還していただきます。

8. その他ご不明な点やご質問は…

市民生活部 文化振興課 文化振興担当までお問い合わせください。

☎ 042-312-8610（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）



芸術文化振興事業を担う団体の育成と
市民交流やまちの活性化を目的とした補助です